

# 土岐市手数料収納事務の手引き (指定ごみ袋取扱店用)

令和3年2月12日現在

## 《お問い合わせ先》

- ・ 指定ごみ袋の交付・手数料の収納に関すること
- ・ 指定ごみ袋による家庭ごみの収集制度に関すること

土岐市環境センター TEL 0572-55-3325

## 第1 手数料収納事務の概要

### 1 指定ごみ袋について

#### (1) 指定ごみ袋

土岐市では、ごみ処理経費負担の公平性の確保及びごみの減量化・資源化の推進などを目的に、平成30年4月から家庭ごみの「ごみ処理手数料制度」を導入しました。

家庭から排出される燃えるごみ・燃えないごみをごみステーションに出す場合は、指定ごみ袋に入れて出さなければなりません。

市民は、指定ごみ袋を購入することにより、市に対しごみ処理手数料を支払うこととなります。

資源物（ペットボトル・びん類・缶類・紙類・繊維類）に、ごみ処理手数料はかかりませんので、市販のごみ袋やレジ袋で出すことができます。

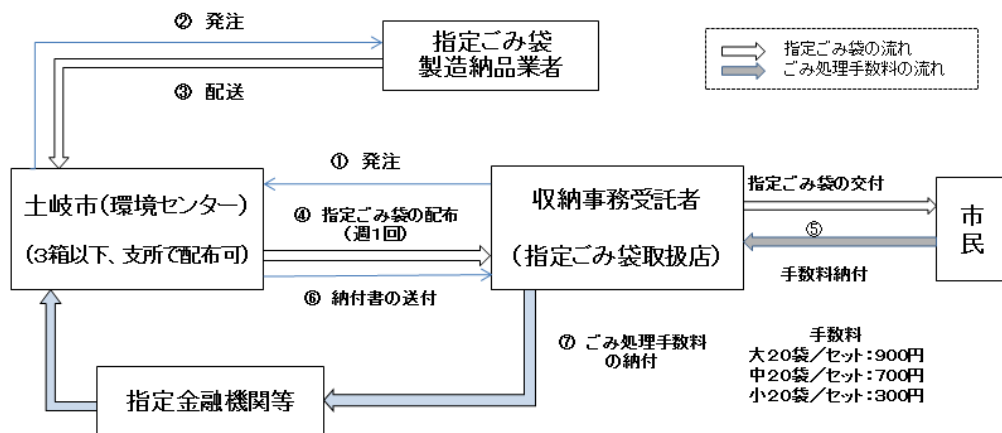
#### (2) 交付単位及び発注単位

種類	容量	交付単位		発注単位	
		入数	手数料額	入数	手数料額
指定ごみ袋	大（45L）	20袋／セット	900円	30セット／箱	27,000円
	中（35L）	20袋／セット	700円	30セット／箱	21,000円
	小（15L）	20袋／セット	300円	30セット／箱	9,000円

### 2 手数料収納事務の概要について

土岐市では、市民の皆さまから家庭ごみ処理手数料を収納し、引き換えに指定ごみ袋を交付する事務（以下「収納事務」といいます。）を小売店等に委託して行っています。

## 手数料収納事務の概要



手数料		委託料		納付額
大1箱:27,000円	=	大1箱:1,050円	+	大1箱:25,950円
中1箱:21,000円		中1箱:1,050円		中1箱:19,950円
小1箱:9,000円		小1箱:1,050円		小1箱:7,950円

毎月7日頃 前月の納品数分の納付書を取扱者あてに郵送 ⑥

毎月月末まで 指定金融機関等で手数料を払い込む ⑦

### ①発注

「指定ごみ袋発注書」に必要事項を記入し、土岐市環境センターへファクシミリ（又はEメール）にて受け付けます。電話での発注はできません。

### ※「指定ごみ袋発注書」

土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱  
別記様式第5号（第7条関係）

### ④指定ごみ袋の配布

指定ごみ袋取扱店舗への配送は行いません。

収納事務受託者（指定ごみ袋取扱店）において、指定の場所での受け取りをお願いします。

- ・一回の発注が4箱以上の場合は、土岐市環境センターでのみ配布します。
- ・一回の発注が3箱以下の場合は、土岐市役所生活環境課、西部支所、鶴里支所、曾木支所、駄知支所、肥田支所でも配布します。

### ⑤指定ごみ袋の交付

市民へ指定ごみ袋を交付し、販売代金（手数料）を徴収します。

### ⑦ごみ処理手数料の納付

土岐市からの納入通知書にもとづき、手数料相当額を払い込みます。

原則、月締め後納ですが、配布の都度現金にて支払うこともできます。

### **3 この手引きについて**

指定ごみ袋を市民へ交付（販売）していただく取扱店には、本手引きに沿って、指定ごみ袋の発注、受け取り、交付（販売）及び手数料の納付をしていただくこととなります。本手引きを熟読のうえ、適切な対応をお願いします。

## 第2 収納事務委託契約

### 1 受託者の要件等について

受託者（取扱店）は、次の（1）から（10）までの全ての要件を満たす必要があります。

- （1）スーパー、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストアその他の小売店であって、店舗の形態を有し、指定ごみ袋を市民に直接交付すること。  
※ 店舗の所在地は、土岐市内とします。
- （2）3種類の指定ごみ袋を全て取り扱うこと。
- （3）市税を滞納していないこと。
- （4）個人の場合は、成年被後見人若しくは被保佐人にでないこと、自身を債務者とする破産手続き開始の申立てをしていないこと又は破産手続きの開始の決定がなされていないこと。
- （5）法人の場合は、破産法、会社更生法若しくは民事再生法に基づく自身を債務者とする手続き開始の申立てをしていないこと又は手続きの開始の決定がなされていないこと。
- （6）土岐市の指定ごみ袋の制度の趣旨を理解し、協力すること。
- （7）公金及び指定ごみ袋の適正な管理ができること。
- （8）会計事務等、土岐市の事務手続きを遂行することができること。
- （9）市職員による立入調査や在庫調査に常時対応できること。
- （10）暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

### 2 指定ごみ袋取扱店の指定の流れについて

取扱店になるには、土岐市への申請後、委託契約を締結する必要があります。

申請から指定ごみ袋の取扱いまでの流れは、概ね以下のとおりです。なお、申請から委託契約の締結まで、概ね1ヶ月程度かかります。

- |       |   |     |                       |
|-------|---|-----|-----------------------|
| ① 受託者 | ⇒ | 土岐市 | 申請書類の提出               |
| ② 土岐市 | ⇒ | 受託者 | 書類の審査、現地調査等の実施後、契約書送付 |
| ③ 受託者 | ⇒ | 土岐市 | 契約書に住所・氏名等を記入し、押印して返送 |
| ④ 土岐市 |   |     | 契約書の作成（委託契約の締結）       |
| ⑤ 土岐市 | ⇒ | 受託者 | 契約書、取扱店シール等を送付        |
| ⑥ 受託者 | ⇒ | 土岐市 | 発注書の提出                |
| ⑦ 受託者 | ⇒ | 土岐市 | 指定ごみ袋の受け取り            |

### 3 申請手続きについて

#### （1）申請書類の提出

収納事務を受託しようとする場合は、次に掲げる書類を土岐市に提出してく

ださい。なお、申請内容等の確認のため、その他の書類の提出をお願いすることがあります。

※「土岐市指定ごみ袋取扱店指定申請書」

土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱  
別記様式第1号（第6条関係）

※市税完納証明書（写し不可）

申請日直近1か月以内のもの

法人事業所で、設立直後のため納付期限が到来していない場合などは、商業・法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）

## （2）申請方法

郵送又は持参により申請してください。

申請は、経営者単位で、取扱店舗名を明記してください。

### 【申請先】

〒509-5142

岐阜県土岐市泉町久尻 1532-1-1

土岐市環境センター

TEL：0572-55-3325／FAX：0572-53-0045

## 4 委託契約について

土岐市指定ごみ袋取扱店指定申請書が提出され、審査の結果、指定ごみ袋の取扱店に指定することを決定した場合は、委託契約を締結する必要があります。

複数の店舗で指定ごみ袋を取扱う場合においては、取扱店舗を明記のうえ、本社と委託契約を締結します。

## 5 委託料額について

指定ごみ袋の納品数をもとに、土岐市に払い込んでいただく手数料額と土岐市が取扱店に支払う委託料額を算出します。

委託料額は、下記のとおりです。

種類	委託料額	
	交付単位（20袋／1セット）	発注単位（30セット／1箱）
指定ごみ袋（大・45L）	35円	1,050円
指定ごみ袋（中・35L）	35円	1,050円
指定ごみ袋（小・15L）	35円	1,050円

※ 払い込んでいただく手数料額から委託料額を差し引いた金額の納入通知書をお送りしますので、土岐市から販売店への支払いは発生しません。

## 6 申請内容の変更や契約解除について

### (1) 申請内容の変更等

取扱店の名称変更や代表者の変更など、申請の内容に変更があるときは、「土岐市指定ごみ袋取扱店指定内容変更届」を提出してください。

#### ※「土岐市指定ごみ袋取扱店指定内容変更届」

土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱  
別記様式第6号（第13条関係）

### (2) 契約の更新

契約期間は単年度となりますが、本市及び受託者からのいずれからも契約を終了する旨の申し出がないときは、その契約を1年間更新するものとし、以後同様とします。

### (3) 契約の解除

委託契約を更新しない場合や廃業等の事由により委託契約を解除しようとする場合は、「土岐市指定ごみ袋取扱店廃止届」を提出のうえ、保有する指定ごみ袋を交付単位（20袋／1セット）で返還してください。

手数料の返還を希望する場合は、「土岐市指定ごみ袋手数料還付申請書」を提出することにより、返還された指定ごみ袋に相当する既納入の手数料額について、委託料を差し引いたうえで還付します。

#### ※「土岐市指定ごみ袋取扱店廃止届」

土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱  
別記様式第7号（第14条関係）

#### ※「土岐市指定ごみ袋手数料還付申請書」

土岐市ごみ処理手数料収納業務委託に関する要綱  
別記様式第9号（第16条関係）

なお、指定ごみ袋の返還及び手数料の還付請求は、当該年度内に発注した物に限り可能とします。

### (4) 契約（指定）の取消し

取扱店が次のいずれかに該当する場合、市は取扱店の指定を取り消すこととなります。

①土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱の規定に違反したとき。

②市の指示に従わなかった場合等で、市長が取扱店として適当でないと認めるとき。

### 第3 指定ごみ袋の発注と受領

#### 1 指定ごみ袋について

##### (1) 指定ごみ袋の種類

サイズ	袋の色	手数料額 (販売価格)	容量	発注単位
大 (20袋)	半透明グリーン	900円	45ℓ	1箱 (30セット600袋入)
中 (20袋)	半透明グリーン	700円	35ℓ	
小 (20袋)	半透明グリーン	300円	15ℓ	

##### (2) 指定ごみ袋の規格

###### 指定ごみ袋

サイズ	横	縦	厚み
大 (45ℓ)	650mm	800mm	0.024mm 以上 0.025mm 以下
中 (35ℓ)	500mm	800mm	0.024mm 以上 0.025mm 以下
小 (15ℓ)	400mm	600mm	0.024mm 以上 0.025mm 以下

###### 外装袋 (20袋入)

サイズ	横 (目安)	縦 (目安)
大 (45ℓ)	250mm	400mm
中 (35ℓ)	250mm	330mm
小 (15ℓ)	210mm	280mm

###### 外箱 (段ボール箱) について (600枚入)

サイズ	横 (目安)	縦 (目安)	高さ (目安)
大 (45ℓ)	240mm	370mm	160mm
中 (35ℓ)	300mm	460mm	160mm
小 (15ℓ)	190mm	240mm	270mm

###### JANコード

サイズ	GS1事業者コード (国コード含む)									商品アイテムコード			CD
大	4	5	8	0	0	0	5	6	2	0	0	3	9
中	4	5	8	0	0	0	5	6	2	0	0	2	2
小	4	5	8	0	0	0	5	6	2	0	0	1	5

#### 2 指定ごみ袋の発注と受領について

##### (1) 指定ごみ袋の発注



指定ごみ袋の発注は、所定の「指定ごみ袋発注書」に必要事項を記入し、土岐市環境センターへファクシミリ（又はEメール）で発注することにより行います。電話での発注はできません。

※「指定ごみ袋発注書」

土岐市ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱  
別記様式第5号（第7条関係）

【発注先】

〒509-5142

岐阜県土岐市泉町久尻 1532-1-1

土岐市環境センター

○TEL：0572-55-3325／FAX：0572-53-0045

○Eメールアドレス：kankyo@city.toki.lg.jp

・業務時間 8：30～17：15

・休業日 土・日・祝日及び年末年始

（広報とき、ホームページ等で確認すること）

（2）配布スケジュール

ア 発注した指定ごみ袋は、発注時に指定した日に、土岐市環境センターで配布しますので、指定ごみ袋取扱店は、受け取りをお願いします。

配布日の前日17：00までの受付分を配布します。

●毎週火曜日 13：00から16：00

（祝日の場合は、配布しません。）

イ 1回の発注が3箱以下の場合は、市役所生活環境課、支所（西部、鶴里、曾木、駄知、肥田）でも配布します。その場合は、発注時に場所を指定してください。

配布日の前日17：00までの受付分を配布します。

●毎週火曜日 13：00から16：00

（祝日の場合は、配布しません。）

（3）発注時の注意事項

ア 納品後の返品やサイズ交換には原則応じません。種類や数量をよく確認してから発注してください。

イ 発注単位は、箱単位です。1箱＝20袋入×30セット

ウ 新規取扱店の初回の発注は、必ず全ての種類を最低1箱以上発注してください。

エ 配送先独自の配送伝票等を使用することはできません。

#### **(4) 指定ごみ袋の受領**

受領するときは、発注内容と納品内容に間違いがないか、必ず確認してください。

市が提示する納品書に署名し、取扱店控を受け取ってください。この伝票を持って発注数量が確実に納められたことの証拠としますので、種類、数量を確認の上、受領してください。

署名は、第三者にも読み取れるように書いてください。

配布日（毎週火曜日）以外は、配布できませんので、必ず配布日に受領できる体制を整えておいてください。

### **3 不良品の交換について**

#### **(1) 製造や輸送の段階で生じた不良品**

製造や輸送の段階で生じたと認められる汚れや破損等があり、市民に交付することが適当でない指定ごみ袋（以下「不良品」といいます。）は、代替品と交換します。この場合は、不良品を土岐市環境センター、土岐市市民生活部生活環境課、各支所へお持ちください。

#### **(2) 取扱店において生じた破損等**

いかなる理由があっても、交換いたしません。

## 第4 指定ごみ袋の店頭交付（販売）・管理

### 1 指定ごみ袋の販売価格について

サイズ	1セット（20袋）あたりの販売価格（税込）
大（45ℓ）	900円
中（35ℓ）	700円
小（15ℓ）	300円

### 2 手数料の徴収と指定ごみ袋の交付について

#### （1）手数料の徴収と指定ごみ袋の交付

市民から手数料を徴収し、指定ごみ袋を市民に交付します。

##### ■販売時の留意事項

- 1セットあたりの金額は、消費税及び地方消費税込の金額となります。  
他の商品との一括会計も可能ですが、レジスターの設定に当たっては十分注意してください。
- 指定ごみ袋はバラ売りできません。  
指定ごみ袋の交付単位は、1セット＝20袋ごとです。
- 値引きや景品使用等の無償配布はできません。  
土岐市が納品した指定ごみ袋は、条例で定める「家庭ごみ処理手数料」を支払った方にお渡しするものです。
- 誤購入の場合でも手数料の払い戻しは認めません。  
陳列場所において「土岐市指定ごみ袋」の標示を明確にする等の対応をお願いします。
- 指定を受けた店舗以外での販売はできません。

#### （2）領収書の発行

レジスターで処理する場合は、レシートを発行します。レシートは、「市ごみ処理手数料」など、土岐市の手数料であることがわかるように印字してください。

手書きの領収書を発行する場合も同様の対応をしてください。

### 3 指定ごみ袋の管理について

#### （1）指定ごみ袋の適正管理

指定ごみ袋は、手数料に相当する金券的な性質を有するものです。管理には万全を期すようお願いします。

土岐市から受領した後の指定袋の盗難や紛失等は、取扱店の責任で対応していただくこととなります。

## **(2) 指定ごみ袋の数量管理**

受託者の店舗では、全ての種類の指定ごみ袋を取り扱っていただく必要がありますので、欠品が生じないように常時在庫の状況に注意してください。

土岐市が報告や検査を求めた場合などに提示ができるよう、納品数、在庫数等を適正に管理してください。

## **4 不良品に関する市民対応について**

いずれの場合も、原則レシート等の提示を求め対応してください。

また、不良品以外の返品・交換は受け付けないでください。

### **(1) 未使用の不良品が持ち込まれた場合**

未使用の不良品が持ち込まれた場合は、不良品を回収し、良品と交換してください。指定ごみ袋が開封されている場合は、1セット（20袋）となっていることを確認してください。

回収した不良品は、市民から持ち込まれた状態のまま保管し、土岐市環境センターに交換を依頼してください。

### **(2) 1袋単位で不良品が持ち込まれた場合**

1袋単位の指定ごみ袋の不良品の持ち込みがあった場合は、取扱店側の新品の封を開け、持ち込まれた枚数分だけ交換してください。

この場合、持ち込まれた不良品と封を開けて残った良品と合わせると1セットになりますので、土岐市環境センターに交換を依頼してください。

### **(3) 不良品現物がない場合**

レシートがない場合など、取扱店における交換が困難な場合は、土岐市環境センターまで問い合わせるよう案内してください。

## 第5 ごみ処理手数料の支払い

### 1 ごみ処理手数料の納付について

指定ごみ袋の販売代金は「ごみ処理手数料」であり、本来は購入する人が市に納付するものですが、取扱店が市に代わって購入する人から受領し、市へ納付します。

取扱店は、市民から受領する「ごみ処理手数料」を前もって市に納付することになります。

月ごとの指定ごみ袋の配布実績に基づき一括して支払っていただく、もしくは、指定ごみ袋の配布の都度支払っていただきます。

### 2 納入通知書と明細書の送付について

土岐市は、指定ごみ袋の配布実績をもとに、受託者が土岐市に払い込む手数料額と土岐市が受託者に支払う委託料額を算出します。

払い込んでいただく手数料額から委託料額を差し引いた金額の納入通知書をお送りしますので、土岐市から受託者への直接の支払いは発生しません。

月ごとの指定ごみ袋の配布実績に基づき一括して支払っていただく場合は、納入通知書を指定ごみ袋の配布のあった月の翌月上旬に発送します。納入通知書とともに、取扱店ごとの配布日や配布数量を記載した明細書を同封しますので、内容を確認してください。

指定ごみ袋の配布の都度支払っていただく場合は、その場で配布数量に基づいた納付額をお知らせしますので、金額の確認をお願いします。

#### ■ 計算例

指定ごみ袋（大）2箱、（中）1箱、（小）3箱を納品した場合

○手数料：（大）54,000円＝27,000円／箱×2箱

（中）21,000円＝21,000円／箱

（小）27,000円＝9,000円／箱×3箱

合計 102,000円

○委託料：6,300円＝6箱×1,050円

6箱＝（大）2箱＋（中）1箱＋（小）3箱

●差引納付額：95,700円＝102,000円－6,300円

#### ■ 1箱あたりの支払い金額

サイズ	発注単位	1箱あたりの 手数料相当額 (税込)	収納業務 委託料 (10%税込)	支払額 (税込)
大(45ℓ)	1箱 (30セット)	27,000円	1,050円	25,950円
中(35ℓ)		21,000円	1,050円	19,950円
小(15ℓ)		9,000円	1,050円	7,950円

### 3 ごみ処理手数料の払込みについて

#### (1) ごみ処理手数料の払込み

ア 月ごとの指定ごみ袋配布実績に基づき一括して支払っていただく場合は、納入通知書に記載された払込期限（納品のあった月の翌月末）までに払い込んでください。

#### ■ごみ処理手数料の払込場所

##### ●指定金融機関等

三菱UFJ銀行

大垣共立銀行

十六銀行

東濃信用金庫

東海労働金庫

陶都信用農業協同組合

岐阜、愛知、三重、静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局

イ 指定ごみ袋の配布の都度支払っていただく場合は、窓口で支払う、もしくは、指定金融機関窓口で支払ってください。

#### (2) ごみ処理手数料の未払いについて

ごみ処理手数料の払込みが滞った場合、指定ごみ袋の納品を停止します。この納品停止措置は、土岐市が手数料の払込みを確認できるまで、解除しません。また、契約を解除することもありますので、払込期限を厳守してください。

## 第6 その他

### 1 遵守事項

取扱店においては、この手引きを含め、委託契約書及びその仕様書の内容を遵守し、適正な業務に努めてください。